

Letter

CDR の制度化に向けた ELSI の役割 —セーフハーバー条項を用いた一試論—

稲葉治久 *

政府は、チャイルド・デス・レビュー (CDR: Child Death Review) の制度化のあり方を 2026 年中にとりまとめるとしている¹⁾。CDR は、子どもの死亡事例を多機関で検証し、再発防止につなげることを目的とするが、その実効性は関係機関間の適切な情報共有に大きく依存している。本稿は、CDR の実効性確保に向けて、単なる情報共有の促進のみならず、責任制限、非公開性及び説明責任をどのように制度設計するかについて、ELSI (Ethical, Legal and Social Issues) の観点から検討を試みたい。それは、CDR に内在する法的障壁にとどまらず、倫理的配慮や社会的受容にも波及する課題が存在しているからである。

CDR で扱われる情報は、医療・福祉・警察等にまたがる高度に機微な個人情報であり、その共有にあたっては慎重な判断を要する。その背景には、情報共有をめぐる制度上の課題がある。個人情報保護法における第三者提供規制・利用目的の制限や公務員・医療従事者に課される守秘義務について、情報提供の適法性や責任の範囲が必ずしも明確とは言えない。また刑事訴訟法上の捜査情報の秘匿、遺族による情報開示の不同意といった実務的制約にも直面している。これらの重層的な制約は現場に萎縮効果をもたらし、CDR の根幹である再発防止に必要な知見の蓄積と活用を妨げるおそ

れがある。

こうした課題への対応として、欧米で制度的基盤の一部として既に運用されている「セーフハーバー条項 (Safe Harbor Provision)」^{2)-5), [1]} に着目したい。これは、善意で行われた情報提供や会議における発言・評価活動について、故意又は重大な過失がない限り一定の責任制限を認めるとともに、議事録等の訴訟利用を制限することで、関係機関が法的リスクをためらうことなく事案分析に参加できる環境を整備するものである。ワシントン州法 (RCW 70.05.170)⁶⁾ における訴訟上の証拠利用制限は、その一例である。そして、セーフハーバー条項の導入に伴う検討すべき領域は、こうした法的障壁の緩和のみでは解決しえない遺族の意向と再発防止という公益との調和、子どもの権利やプライバシーの保護、関係機関間の信頼形成や第三者的検証の確保といった倫理的・社会的課題にも及び、その対応を必要としている。ELSI の枠組みによる検討が求められる理由は、まさにここにあると言えよう。

確かに、訴訟リスクへの対応を重視する米国と、個人情報保護や行政の説明責任への要請が強い日本とでは制度的・文化的差異が存在する。こうした差異を踏まえた上でも、CDR が社会インフラとして構築されていくためには、セーフハーバー条

* 新潟大学大学院医歯学総合研究科
E-mail: hinaba-nii@umin.ac.jp

項の導入可能性を模索しながら制度設計を進めていく必要がある。

注

[1] 本稿における「セーフハーバー条項」とは、米国の Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996 (HIPAA) ²⁾における医療情報の非識別化基準 (Safe Harbor Method) と同一の制度を指すものではない。もっとも、一定の条件の下で情報利用を可能とし、公益的目的の達成を支えるという基本的な発想には共通する側面がある。HIPAA の Safe Harbor Method が一定の条件の下で医療情報を非識別化し、その利用及び共有を可能とする仕組みであるのに対し、本稿では、CDR における情報共有と再発防止を促進するため、責任制限、非公開性及び証拠利用制限等の制度的保護を付与する仕組みを総称する概念として用いる。英国の CDR における Safe-Space Principles³⁾ や、米国 ⁴⁾及び豪州 ⁵⁾の Confidentiality ・免責制度等にみられる共通の制度理念を踏まえたものである。

参考文献

1. こども家庭庁 CDR(Child Death Review : こどもの死亡検証)の制度のあり方に関する検討会(2025). 第1回 資料2 CDR の制度のあり方に関する検討会の進め方. 2025 年 4 月 25 日. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4b0aeb87-a738-4683-a5a3-d2da7c88f8d4/7e6133a0/20250425councils-cdr-seidonarikata4b0aeb87-03.pdf (2026 年 5 月 1 日閲覧)
2. U.S. Department of Health and Human Services (HHS), Guidance Regarding Methods for De-

identification of Protected Health Information in Accordance with the HIPAA Privacy Rule.

https://www.hhs.gov/sites/default/files/ocr/privacy/hipaa/understanding/coveredentities/De-identification/hhs_deid_guidance.pdf (2026 年 5 月 1 日閲覧)

3. HM Government, Child Death Review: Statutory and Operational Guidance (England), Section 3.5, “The Healthcare Safety Investigation Branch”. <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/637f759bd3bf7f154876adbd/child-death-review-statutory-and-operational-guidance-england.pdf> (2026 年 6 月 11 日閲覧)
4. The National Center for Child Death Review, A Program Manual for Child Death Review (2005), Chapter 7, “Confidentiality,” pp. 35-39.
5. Family and Child Commission Act 2014 (Qld), s 29T. <https://www.legislation.qld.gov.au/view/pdf/inforce/current/act-2014-027> (2026 年 6 月 11 日閲覧)
6. Revised Code of Washington (RCW) § 70.05.170, “Child Fatality Review” <https://app.leg.wa.gov/rcw/default.aspx?cite=70.05.170> (2026 年 5 月 1 日閲覧)

(2026 年 4 月 30 日投稿受理／2026 年 7 月 31 日採択)